

特許と国際化（96・2・19）

平林謙三（昭24・理）

一 まえおき

只今ご紹介戴きました平林です。私は浅学非才の一技術者で話も下手ですが、富井先輩から何でも良いから喋れと命じられて出てまいりました。詰まらない話になるかも知れませんが我慢して聞いて戴きたいと思います。

さて最近我が国はもつと国際化しなければいけない、ということがしきりに言われております。しかしながら国際化の必要性はいろいろ言われておりますが、その中身については案外具体的な議論がなされていない、世間一般の理解が出来ていないのでないかとう気が致します。

そこで私のささやかな経験を通じて得た考えを本日は話させて戴きたいと思います。

今日の話は私が日産化学の特許情報部長を勤めておりました昭和五二年から六三年にかけて起った事件が中心になります。

丁度その頃わが社の研究者が大変優れた除草剤を発明致しました。そしてこれを世界二六ヶ国に出願して特許を取得しました。

これを現在世界中に輸出しておりますが、商品名を『タルガ』と言いまして、広葉の作物、大豆やヒマワリ等の畑に散布しますと葉の細いイネ科の雑草、のびえ、めひしば等だけを枯らすという選択性除草剤の一つです。

この除草剤については、わが社の他に米国で一番大きな化学会社のデュポン、イギリスで一番大きな化学会社のICIが前後して同じような内容の特許を出願しました。それぞれ世界の数十か国に出願しているものですから、それぞれの国で一体どの会社に特許権が与えられるかということを色々と争いました。

結論としては、わが社の出願が一番早かつたので、だいたい勝てましたが、その過程で起きた様々な係争を通じて知ったのは、法律が随分国によつて違うこと、また同じような条文であつても、その解釈・運用が違うこと、その理由は国によつて、民族によつて法律というもののが見方、考え方が違う、所謂民族性が出て来る為だということです。

今日はこのようなことをお話ししたいと思つております。

二 特許制度について

本題に入る前に少し特許制度についてご説明しておきたいと思います。これは皆さん良く御存知の方には釈迦に説法のような話ですが、御存知ない方にはこれから話は分かって戴けないと思いますので予めご説明する訳です。

お手元のレジメを見ながら話を聞いて戴きたいと思います。分からぬところは隨時質問して下さい。

特許権は商標権、意匠権、著作権、コンピューター・ソフトウエアの権利等と共に知的所有権の一つです。これは又無体財産と呼ばれることもあります。

一つの発明を致しますと、これを権利を得たい国の政府、具体的には特許庁に出願し、その国の特許権を得ることができます。

発明とは新しい技術的思想です。これが権利を得るために有用性がなければなりません。つまり実際に実行出来て、それが世の中の役に立つということでなければならないわけです。

出願しますと、何処の国でもその発明が新しいか、有用性があるかということを審査します。よろしいということになると期限を切つて特許権を与え、特許公報に掲載して内容

を開します。

世の中の役に立つ新しい技術を広く紹介する。それによつて技術の進歩が促され、また無駄な研究の重複を避ける事が出来る。その代償として一定期間独占的実施権を与えるというのが特許権の基本的な考え方です。

その一定期間というのは、国際特許協力条約というのがあります。普通は出願から二十年です。著作権の五十年間よりかなり短くなっています。所が米国だけが特許が成立してから十七年間ということで違つております。

また米国以外の国では出願した特許に対する公開制度があります。全ての出願は一年半経ちますと権利の成否に係わらず公開されます。これは特許公開公報が特許庁から発行されております。それで一年半前には世界中の会社がどんな研究をしていたかということが皆分かるという仕組みになつてゐるわけです。

米国では出願しても公開されませんから審査に長い年月が掛かりますと時々非常に厄介な問題が起ります。たまに新聞等で報道されていますが、サブマリン特許というのがあります。何十年も経つて皆がもう常識だと思って使つてゐる技術の特許が突如成立して自由に使えなくなり、アメリカ中が大騒ぎをすることがあります。

日本は特許大国と言つておりまして、一年間に約四〇万件という世界で一番出願件数

の多い国ですが、大部分が電気や機械の特許で、化学の特許は数が少ないので。

化学の特許の一一番基本的なものがここにあります物質特許というもので、今まで世の中に存在しなかつた新しい物質を発明する。即ちその物質の製法を確立し、何の役に立つかも明確にする。そしてこれを出願して審査に合格すると物質特許ということになり、その化合物自体の権利が与えられます。

出願のやり方は普通ここに一般式と書いてありますが、こういう一般的な表現形式で多数の化合物を一つの分子式に纏めて出願します。これが特許請求の範囲（クレーム）になります。

この化合物群は、ちょっとややこしいんですが、左のほうの六角形が二つくつついたような部分はキノリンとキノキザリンを表しております。Aと書いてある所が炭素原子の場合がキノリンで窒素原子の場合がキノキザリンです。真ん中がレゾルシンの構造になつていて、その右側に酸素を介して酢酸がくつついております。このキノリンやキノキザリンにフッ素、塩素、ブロムといったハロゲンが様々な組み合わせで結合し、R₁というのはアルキル基を表しておりますが、これが酢酸の水素に置換し、R₂というエステル部分に様々な基がある。このように多種類の置換基が様々な組み合わせで結合した膨大な数の化合物を一つの式で表します。この式一つで数万種類の化合物を纏めて表現しております。

その下に個別化合物

というのがありますが、一つの例として X_n が塩素一つ、A が窒素、 R_1 がメチル基、エステルがエチルエスティルという化合物が書いてあります。この化合物が実は私どもの商品です。

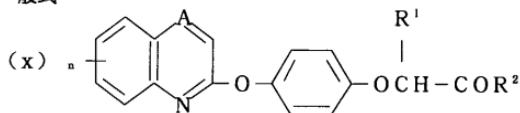
こういうふうに我々の商品を含んだ沢山の化合物が一般式の中に含まれているというような形式で特許を出願致します。

この出願の審査方法

特許制度について

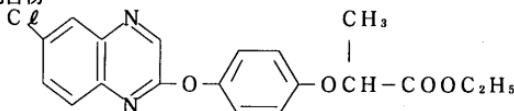
- 特許 : 特許権 知的所有権 無体財産権
発明 : 新規性、有用性のある技術的思想
特許権の有効期間 : 一般的には出願から 20 年間、米国のみ特許成立から 17 年間
出願公開制度 : 米国以外では出願から 1 年半で願書が公開される。
特許出願審査 : 先願主義（米国以外の国）と先発明主義（米国のみ）
ヨーロッパ特許条約 : ミュンヘンにヨーロッパ特許庁があり、一括出願・審査を行う。
国際特許協力条約 : 世界各国に出願する手続きが一か所で出来る。
物質特許 : 新しい化合物についての権利

一般式



X : ハロゲン n : 0, 1, 2 A : N または CH
R¹ : H または低級アルキル基 R² : OH, O アルキル, その他

個別化合物



ですが、世界中でアメリカだけが先発明主義といいまして誰が先に発明したかということを争うわけです。アメリカ以外の国は全て先願主義といいまして、一分でも早くその国の特許庁に出願した方が勝ちということになります。我が国の場合には全く同時ですと抽選でどちらかに権利を与えるということになつております。

またヨーロッパではヨーロッパ特許条約がありまして、ECが統合する中で特許を統一しようとしております。ミュンヘンにヨーロッパ特許庁があり、ここに出願して、これとこれとこの国についての権利を呉れと言いますと、審査に通れば一遍にEC加盟国の中の複数の国の権利が得られるというような制度です。

これを更に拡大しまして、最近になつて国際特許協力条約というのが出来ました。世界に決められた幾つかの特許庁、このなかには日本の特許庁も入つていますが、そこに出願して世界の中のこの国とこの国の権利が欲しいと言えば、一か所の出願で世界中の権利が得られるようにしようということです。

但し、ヨーロッパ特許庁の場合には実際に審査も行いまして権利を与えても良いかどうかということまで決定しますが、国際特許条約の場合は今のところ出願だけが一括して出来るということになつていて予備審査というのはしますが、特許権を与えるかどうかという判断はしません。これはそれぞれの国の特許庁が審査して決めるという仕組みになつて

います。

三 アメリカについて

特許制度の説明はこれ位にして本題に入りたいと思います。

我々がこの一般式で出願したのは、わが社、ICI、デュポンの三社のなかで一番早くつたわけです。従つて基本的にはわが社の特許が世界各国で成立する仕組みになつてゐるわけですが、実際には色々厄介なことが起きました。

先ずアメリカですが、ここは先発明主義です。我々が出願して一年くらい経つてからデュポンが同じような出願をしました。デュポンが出願してから半年も経たないうちに日本やヨーロッパの出願公開制度でわが社の特許が公開されました。デュポンはそれを見て日産化学が自分たちと同じ出願をしているということが分かるわけです。我々がまだデュポンの手の内が全く分からぬうちに彼らは我々にいちやもんを付けて参りました。

それはどういう事かと申しますと、彼らは我々の出願日より六ヶ月位前にこの特許に関連した化合物を合成したという証拠を持つてゐる。アメリカは先発明主義ですから彼らはわが社より六ヶ月程前に発明したことになる。だからアメリカではデュポンの方が強いぞと言うのです。ところがデュポンもアメリカでは勝てるけれども他の国は全て先願主義な

ので勝てないという弱みがありますから、ここは一つ手を握ろうじゃないか。デュポンに
もこの薬を売らしてくれと言つてきたわけです。

面白い言い方だなと思つたのは、イースタンセミスフェアはデュポンのテリトリリー、ウ
エスタンセミスフェアは日産化学のテリトリリーにして世界を半分づつ取ろうと言うので
す。具体的に言うと、南北両アメリカ大陸はデュポンに任せなさい。ユーラシア・アフリ
カ大陸は日産化学が好きなようにやれば良いと言つてゐるわけです。

我々は突然そういう話が出てきてびっくりしたんですが、色々考えた末、デュポンの提
案に乗ることにしました。ただ提案には乗るけれども特許はアメリカで徹底的に争つてデ
ュポンをやつつけるということにしました。つまり右手で握手をして左手で殴り合うとい
うようなことをやつたわけです。内容は一寸専門的になりますので省きますが、結局我々
が勝つてアメリカの特許もわが社のものになりました。デュポンは後で随分金を使いやが
つてロイヤリティーが高くなつたとぶつぶつ言つてましたが、日本人というかわが社は馬
鹿正直でおとなしいもんですから、特許係争で負けて権利を取られてしまうと、どうして
もデュポンに対して下手に出がちになるんではないか、やっぱり特許権だけは取つておか
ないと対等な交渉は出来ないんじゃないかと思いまして大分金を使って争つたわけなんで
す。この辺がアメリカ人と日本人が違うところで、彼らは特許権がどうなるようと共同開発

契約を結んでいたんだから契約している以上は対等だということで、権利は無くとも全く気後れも何もしません。言いたい放題を言つてきました。

この過程で感じたのは、アメリカ人というのは実にわがまま勝手で遠慮ということが全く無いということです。自分達だけでしか通用しないような屁理屈を堂々と言つてきます。そこで我々サイドのアメリカ人の弁護士に、アメリカもそんなに中華思想だけで押し通さずにもう少し国際化するべきではないかといったんですが、彼らの答えがふるつているんです。「いや、アメリカというのは充分インターナショナルなんだよ。何故かというとアメリカは五〇〇の国が集まつて出来ている。それぞれの国が皆法律も違うし、習慣も違う、言葉も違う。そういうインターナショナルな世界なんだからそれでいいんだよ。」と言うのです。これがアメリカ人の考え方ですね。これを裏返しますと、日本は彼らにとつては一番目の国に過ぎないわけです。ハワイの一寸西側にある一寸他の五〇〇カ国より変わった国という風にしか受け取つていいということです。

これは、実はオタワに行つてカナダの弁護士と色々話をしていた時にやつぱりそういう話が出ました。ニューヨークからオタワは飛行機で1時間ですが、ニューヨークの連中は僅か一時間しかからない近くの国の方が全く分かつていません。カナダはアメリカと全く同じだと思っているのだが、実際は全く違う。そういうことをアメリカ人は理解しよう

としないんで困るというのです。

なるほどアメリカはこういう国なんだなというのが私の印象です。アメリカ人にとっては日本も五一番目の国ですが、カナダも一番目の国である。恐らく世界中どの国も大体五一番目と思つてかかるつてくるということだと思います。

ご承知のように世界の法律の体系を大きく分けますと大陸法と英米法に別れます。大陸法というのはドイツの弁護士の話ですと、ナポレオン法典が源流になつてゐるのだそうです。それが分かれてドイツ法とかフランス法、その他オランダ、ベルギー、北欧のようないくつかの法律に変わつて行つたんだそうです。日本は特許法は特にドイツをお手本にしておりますので、やはり大陸法の系統であるということになります。それに対しても英米法は全く違つていてコモンローという慣習法がある。判例法と言いまして、所謂名裁判がありますと、その裁判官の判断がまるで法律のように基準になつてくるというような国です。その上に議会の決めた法律が乗つかつてゐるというのが英米の法律体系です。非常に極端な例ですが、アメリカの議会が憲法の改正をやつたところ、これが後でコモンローに反するということで無効になつたことがあるのだそうです。具体的なことは知りませんが、そういう風なのでアメリカ人は自分たちの作る法律を軽く見てゐるようです。従つてアメリカ人はどんどん法律を変えていくわけです。実際アメリカの弁護士は、俺たちは法律を気軽に

変えて行くんだよ。変えてみて具合が悪ければまた変えればいいんだからと申しております。

しかし自分たちに都合の良い法律はなかなか変えませんね。お互いに国際的な交流が深まつてきますと、特許制度が違うというのはどうも具合が悪いのですからハーモナイゼーションということを言つておりますと、世界中の特許制度を同じにしていこうじゃないか、最終的には世界特許庁を作つて、其處で判断を下して権利を与えるかどうか決めたら世界中の国がそれに従うというのは非常にすつきりしてよろしいというよう理想論があるわけです。

この議論自体はアメリカも大変熱心でして、日本に押しかけてきて日本の制度は遅れていると盛んに言い立てます。そもそも特許制度というのはその国の産業政策の一環ですから、権利の内容等は各国情により、また時の経過とともに変わつて行きます。工業の発達していない後進国では特許権はなるべく権利を狭く設定する、或いはなかなか権利が取れない状態にしておきます。そうしないと先進國の人達が権利を独占し、どんどん輸出して來ると自国の産業が太刀打ち出来なくて育たないということになります。

日本も自国の産業を保護する為の特許法を大分長い間続けて来ました。例えばこの物質特許、新しい化合物の権利を認めるようになつたのは昭和五〇年からです。それまでは製

法の特許は認めるけれども物質自体の特許は認めないというようなことを日本の産業保護の為の政策として採用しておりました。

アメリカは日本に対して物質特許は認めるようにはなつたけれども、まだ認める権利の範囲が狭いではないかとか、アメリカは原則として二年以内に審査を終わるようにしているのに、日本は審査に時間がかかるてしまうがないというようなことを言つてきます。

そういう風に人には盛んに文句を言いますが、世界中の国が先願主義になつたのに、アメリカだけが未だに先発明主義を変えようとしません。これは、やはり世界中の特許制度を統一しなければいけない、その為にはアメリカも先願主義に変えなければいけないということで、前の大統領の時に一時変えかかつたのですが、クリントンさんになつてからいつの間にかそんな動きは消えてしまいました。

この最大の理由はやっぱりアメリカの弁護士の有力な飯の種になつてているということのようです。それからもう一つは、このアメリカの先発明主義というのは一寸狡いところがありまして、先に発明したという証拠がアメリカの国内に無いと認めないんです。日本でいくら先にやつてもそれは認めてくれない。但し日本でもアメリカ大使館の中でやつたことはアメリカの領土内と同じだということで認めてくれます。おそらく米軍基地の中なんかも認めると思いますが、それ以外のところでは認めません（注）。というような自分た

ちに都合の良い制度になつております。

それで、色々言われていますけれども、結局アメリカはこの制度を変えないだらうということをアメリカの弁護士も言つておりました。というわけですが、カナダやフイリッピンも先発明主義だったのを先願主義に変えました。アメリカ一国だけが残つてしまつて孤立しているというのが現状です。

一般的に言いますとアメリカ人はどういうルールを採用するか、法律の中身をどうするかということを非常に熱心に議論してこだわつてているような気がします。一方で一旦決まつた法律に対してもかなり公平で、日本人も平等に扱つてくれるというところがあります。それで、我々とデュポンの争いですが、このように特許の権利の請求範囲が重なつた時にどちらが先に発明したかということを争うことをインターフィアレンスと言います。そのインターフィアレンスを数年かけてやりましたが、その当時のアメリカ特許庁の長官はデュポンの前特許部長でした。またアメリカ特許庁の化学の審査官の三分の一はデュポンに勤めていたことがあるというようなことで、まるでデュポンの特許部がアメリカ特許庁に引っ越してきたようなところがあります。そんな所でデュポンと喧嘩してどうなることかと思いましたが、やってみると割合公平です。そして結果的には我々が勝つたわけです。

だからアメリカ人の正直、公平というのは、現にあるルールに対して平等だということ

であつて、ルールをつくる時点では全く違うということです。因みにアメリカの歴史を見てみると、特に独占禁止法などは、外国から色々とやつつけられる度に大きな改正をやつて、なんとか外圧をはね返してアメリカ人の利益を守ろうという方向で法律が変わつてきているように思います。

四 ヨーロッパについて

アメリカについてはこんなところです。ICIは我々同様アメリカ国内で先に発明したというような証拠は全く持つておりませんからさっさと下りてしまいまして、我々とデュポンとの争いになつたわけですが、アメリカ以外の国ではICIとの関係が問題になりました。これは一寸微妙な問題ですが、レジメの個別化合物を見て戴きますと一番右端にエチル基 (C_2H_5-) が付いています。これはエチルエステルと言うのですが、これは此の化合物の尻尾の部分で本質的なものではありませんが、やはり権利の範囲内です。これがメチル基 (C_3H_7-) に変わつたものをメチルエステルと言います。ICIは出願の時にこのメチルエステルを実際に合成したということを記載しております。ところが我々の出願ではエチルエステルはICIの出願の後で願書の補正として出しているという関係にあります。一般式は日産化学が一番早いんでわが社の権利になりますが、メチルエステルについ

ては I C I に権利が与えられる国も幾つか出て参ります。そこでメチルエスティルの権利が I C I にある場合にこの権利が非常に良く似ているエチルエスティルにも及ぶのかどうかという問題が出てまいります。これは均等論と言いましてメチルエスティルとエチルエスティルが権利上同じ化合物と見なせるかどうかという問題です。この点が一寸心配でした。

それともう一つ問題だったのは、我々がこの特許を出願した時は先に申し上げたヨーロッパ特許条約が出来たばかりでした。それでヨーロッパの国に対しても出願国を指定してヨーロッパ特許庁に一括出願する方法と、各国それぞれに出願する方法と2通りの出願ルートがありました。我々はヨーロッパ特許庁が出来たばかりでどんな審査をするのか、様子が良く分からぬものですから、ヨーロッパに対しても各別に提出しました。ところが I C I はこのヨーロッパ特許条約を中心になつて作つた国の一つですからヨーロッパ特許庁に出願しておりました。それでこの二つの特許出願が全然別の政府機関で審査されることになつたわけです（注）。これも判断を難しくした一つの原因として、仕方がないからヨーロッパへ行きました。イギリス、西ドイツ、フランス、イタリアの四カ国でそれぞれ二人づつ弁護士か弁理士を選びまして、二人がそれぞれの国でどう言うかということを聞いて廻りました。

結論はヨーロッパの特許制度が変わつたばかりで前例が無い。だからこんな難しい問

題はどうなるか良く分からぬ。分からぬけれども多分日産化学にはエチルエステルの独占権があるだろうということになりました。

ところで其処に至る迄の論理とか、ではヨーロッパ特許条約は将来どうなんるんだとかいうことに対する、各国でかなり考え方が違うことが面白かったですね。一番論理的に筋が通つていて、しかも一人の弁理士が言つていることが殆ど同じだったのが西ドイツでした。イギリスがその次に二人の言つていることが近かつたのですが、一寸面白いと思つたのは解決策がかなり政治的なんです。その内の一人はヨーロッパ特許庁の副長官をしている某は俺の友達だから大丈夫だよというような言い方をします。それからフランスに行きますと、二人の弁護士の言い方のニュアンスが大分違つてきます。かなり感情的な言い回しも入つてきます。これがイタリアへ行きますと二人の弁護士の言い分が全く違つていました。一人はイタリアもヨーロッパ特許庁の審査結果を受け入れるようになる。ヨーロッパは特許に関してはどんどん統一が進むんだというふうに言いますが、もう一人はそんなヨーロッパの統合なんてあと二〇年経つても進まないよ、イタリアはイタリアだよ、というように言います。二人のイタリア人は偶然かもわかりませんが非常に違つております。

もともと各国の審査を見ていると、ヨーロッパではオランダの審査が一番厳しくてなか

なか特許を与えない。西ドイツはその次で、英國あたりが三番目、フランスとなるとかなりいい加減なところがある。イタリアの特許庁というのは全くいい加減で殆ど無審査に近いと言われておりますて、弁護士の態度も丁度それに比例しているように思いました。それに当時のイタリアでは国の財政が逼迫している為か特許庁の人をどんどん減らしておりまして、実質的に人手が無いので出願が山積みになつていて、何時になつたら我々の特許の審査に取りかかってくれるのかさっぱり分からぬといふような状況がありました。

そのように西ドイツ、イギリス、フランス、イタリアと並べてみると西ドイツが一番しつかりしていて信用がおけると思ひました。イタリアというのはどうもいい加減でどうなるのか分からぬといふような感じを受けました。イギリス、西ドイツといつたアングロサクソン系とフランス、イタリアのようなラテン系との差を非常に感じました。

ところでヨーロッパ特許庁ですが、これについて感じたことをお話しします。ミュンヘンに特許庁の本部があります。長官が当時はドイツ人で副長官がイギリス人でした。審査官は、ドイツ人が四〇%、イギリス人が三〇%、その次がフランス人、それからその他のE.C.各国から数人づつという風に国別に割り当てて集めております。ところがドイツ人以外の人がなかなかミュンヘンに来てくれないのだそうです。それでだんだん給料が高くなつて、地元のドイツの弁理士が、やつらは物凄く高い給料を貰つているのにさっぱり仕事を

しない、けしからんとぶうぶう言つておりました。それでイギリスでミュンヘンはロンドンから飛行機で一時間位の近いところなのに何故行きたがらないのかと聞いてみました。すると子供の教育が充分出来ないからというのです。イギリス人にとってはイギリス的な教育というか、イギリス人のアイデンティティーを充分に叩き込んでくれるような学校がミュンヘンには無い。だから行かないんだというわけです。

なるほどと思つて見ますと、ヨーロッパの人達は自分たちのアイデンティティー、価値観、或いは出身というものに非常にこだわります。そういうものを非常に自慢にしているわけです。勿論例外はいくらでも有ります、だいたい彼らは隣の人が自分と違つた考え方を持っているということをあまり気にしませんから、その代わり隣の人に同調するということもありません。皆ばらばらな考え方を持つていますけれども、全体としては自分の所属する民族に非常に誇りを感じてこだわっているというふうに感じました。ユダヤ系だけは一寸例外で、非常にインターナショナルなんですが、これは又これでユダヤ人であるということに非常にこだわっておりまして、内心では誇りを持っているということでございます。

五 おわりに

「ソラフーフ」を踏まえた上で国際化とうべになるんですが、国際化とかハーモナイゼーションとかいうお題目で世界を統一していくかなければいけないと言うことで、色々な法律とか手続きを標準化していく、均一化していくということが今盛んに進められておりますけれども、これは決して自分たちのフィロソフィーの均一化ではないということだと思います。だいたい彼らを見ていると非常に老齢ですね。お互いに交渉する時に、結局は自分たちの主張を絶対に譲らないんですけど、それはそれとして現実の行動ではどうかで妥協するのです。これは自分たちの主張を決して引っ込めたのではないという態度です。

ヨーロッパへ言つて随分色々なところで言われたのは「Bad contract is better than good law suit」とふういふことです。頑張つて裁判に勝つよりも、不満でもお互いに契約した方が良いくふういふことです。それで契約はしたけれども俺たちの考えを変えたわけではないよといふことです。

ICIは結果的にはこちらが心配していた点については何も言つてもせんでしたが、別の問題についていちやもんをつけて参りました。実は我々の農薬は光学活性体のD体を製造して販売しております。この光学活性体については、ICIの特許出願の願書に光学

活性体でもいいよということを一言書いてあるんです。我々はそんなことは常識だと思って書かなかつたのですが、それを書いたか書かなかつたか大問題になりまして、ICIが俺たちにも権利があるよと言つてきたわけです。一般式では日産化学が権利を持つていますから、特定の光学活性体にICIの権利があつても彼らは勝手に製造・販売は出来ませんが、日産化学が製造・販売することを阻止することは出来ます。それで勝手に作るなど言つてきたわけです。

色々議論して面白いなと思ったのはICIがheavy conflict countryがあると言うのです。つまり裁判をするとICIの方が勝てるかも知れないという国が幾つかあります。日産化学が勝てるかも知れないという国も幾つかあります。全く問題なく日産化学の権利であるという国も幾つかありますね。そういう状況を踏まえて幾らか金を払いなさい、そうすればICIもおとなしく日産化学の商売を認めてあげましょう、というわけです。それで我々も先程の諺に従いましてBad contractを選びましたが、この過程でICIの交渉というのは何か大人の交渉だなあというような感じがしました。そして手を打つて最後に言つたのが、我々のこういう行為をあなた方はフェアーと感じているかどうかと聞いてきたのです。

「ううう」という言葉をして、結論として、こういう国際的な紛争を起こしますと、各国

の企業はそれぞれ自分の考えにしたがつて色々な対応をしてきます。いづれの場合でも勝手に言いたいことを言つてきます。弱みがあつても最初から弱氣で来るということは絶対にありません。従つて我々は相手の弱点を調べて、そこを論理的に徹底的に突いていかなければいけないし、我々の立場を大きな声で主張して絶対遠慮していくはいけないということですが、その前に我々の立場、フィロソフィーを確り固めておかないといけません。我々はこういう考え方でこういうことをやるんだと。それでイギリスでは一寸右にずれているから少し右寄りに妥協しよう。アメリカではこれが左にずれているから左に寄ろう。しかし我々の考えの中心はここだ、ということを確り持つていないと上手くいかないということを非常に強く感じました。国際化ということについては、先ず我々のアイデンティティを確立することが非常に大切であるということです。

この後、最初の紛争はこのデュポンとICIの二社で一応片づきましたが、良い薬なのでだんだん真似をする奴が出てくるわけです。現在当社の特許部はこの問題に非常に忙しく対応していますが、世界中の色々な会社が特許を侵害してくる、或いは特許をかいくぐつて製品を出そうとしてきます。それを抑えにかかるわけで、それについても色々と話題がありますが、今日は時間も来ましたのでこの辺で終わらせて戴きたいと思います。

どうもご静聴有り難うございました。

(注) 特許法は産業政策の一環ですからどんどん変わります。毎日何処かの国の特許法が変わっていると言われる程です。このお話をしても既に二年以上経過しておりますが、その間に話が変わったのは次の点です。

アメリカでは先発明の証拠としてアメリカ国内の証拠しか認めないと申し上げましたが、最近になって国外の証拠も認めるようになりました。これは恐らくアメリカの会社が多国籍化して国外に研究所を持つようになったからだと思います。

ヨーロッパはヨーロッパ特許庁経由と各国別と二つの出願ルートがあると申し上げましたが、これは変わっておりません。理想はヨーロッパに唯一つの特許庁を置くことですが、色々異論が出てなかなか行く行かないようです。

(元日産化学工業特許情報部長)